

# 平成 30 年度 事業計画書

平成 30 年 4 月 1 日から  
平成 31 年 3 月 31 日まで

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク

## 平成 30 年度事業計画書

### I 概況

臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）が施行され 20 年が経過しました。

臓器提供件数は、平成 29 年度（平成 29 年 4 月～平成 30 年 2 月）102 件（内脳死下 75 件）で、平成 28 年度（平成 28 年 4 月～29 年 2 月）94 件（内脳死下 66 件）で、前年度と比較すると提供件数で 8 件、脳死下提供で 9 件の増加となっている。

平成 29 年 1 月に判明したあっせん誤りについて「第三者調査チーム報告書の提言」を受けて、平成 29 年度に（1）レシピエント選定グループの設置（2）PMO（Program Management Office）を設置するとともに、情報統括責任者 C I O（Chief Information Officer）を PMO に配置（3）安全管理推進室に安全管理アドバイザーの配置等安全管理機能の強化を図る等適切に実施対応してきた。

平成 30 年度においても引き続き実施対応することとし、特にシステム関係（E-V A S）では、システムの再稼働へ向けて改善・改修を行う等、完成度を上げて再発防止を図るとともに PMO の職員増を行い、公平・公正なあっせん事業推進のためのシステム体制の構築を図る。

さらに、あっせん業務推進のためコーディネーターの適正配置、移植検査体制の基盤整備、レシピエント情報の適正管理等を行うとともに、あっせん体制整備事業として、地域支援事業（病院啓発と一般啓発活動、5 類型施設の院内体制整備）は年々充実してきており、特に地域の基幹病院への院内体制整備事業は、平成 29 年度に全国 85 施設が事業実施することにより確実に臓器提供数の増加に結びついてきた。

平成 30 年度は引き続き地域支援事業を軸とする地域単位の移植医療体制の整備を継続するとともに、コーディネーター研修、提供施設技術研修、ドナー家族に対するケア事業等を実施展開することとし、関係機関等とともに一層の移植医療体制の充実強化を図る。

加えて、国民に対し臓器提供意思表示の重要性を広く伝える普及啓発及び寄付金獲得活動等の広報事業を実施する。

また、社団の管理運営上の課題である、財政の安定運用のため、収支内容、各種手当等の検討見直しを行い財政の健全化を図るとともに、臓器提供件数増に伴うコーディネーターを中心とする、あっせん業務対応職員の働き方改革について、各種労働・健康関係法令等に照らし検証を行い、適正運用実施に向けて順次規程等の見直しを行うこととする。

### II 平成 30 年度事業計画

#### 1 あっせん業務関係事業

（1）臓器のあっせんを行うに当たっては、業務基準書（登録・更新、移植検査（本部対応、移植検査施設対応）、あっせん事例対応（現地対応、本部対応））に基づきあっせんを行う。業務基準書は適宜改定して適正化を図るため、気づきの報告から発信に至る情報の共有化に向けた仕組みを整え、コーディネーター全員が遵守できるようにする。

（2）コーディネーター及びチーフコーディネーターの適正配置に努め、臓器提供事例発生時の連絡調整活動を行う。

- (3) 臓器提供事例発生時における医学的判断やコーディネーターの統括、その他あっせん業務に関する医学的問題点の検討等を行うメディカルコーディネーターを設置し円滑なあっせん業務に努める。
- (4) 臓器提供・移植に関する情報の管理・分析、レシピエント情報の登録・更新・血清管理の業務を行う情報管理者を設置し、レシピエント情報の適正な管理を行う。
- (5) レシピエント選定時の順位付け及びこれに関連する業務に特化した部門の設置と専任の責任者を設置し、レシピエント選択基準に基づいた臓器あっせんを実施する。
- (6) 臓器提供事例発生時、常時移植検査を行える体制の整備のため、24時間ドナー検査対応が可能な移植検査センターにおけるHLA検査技師の設置に必要な経費の助成を行う。
- (7) 臓器のあっせんに必要な移植検査(ウエストナイルウイルス抗体検査)を円滑に実施するために、業務基準書の項目に基づき必要な経費の助成を行う。
- (8) 移植医療を推進する上で必要な移植検査体制や各種搬送体制(血液、血清、臓器等)の基盤整備を行う。
- (9) 平成28年10月より稼働していたレシピエント検索システム(以下、E-VAS)は、平成29年1月26日にプログラムミスが判明したため、昨年度は手作業をメイン、E-VASをサブとしてレシピエント選定を行ってきた。今後慎重かつ丁寧にE-VASが「レシピエント選択基準」に適合していることを確認し、今年度早期にE-VASをメインとしたレシピエント選定の実現に努める。

## 2 あっせん事業体制整備事業

### (1) 地域支援事業

#### ① 都道府県支援事業

都道府県内における臓器移植に関するあっせん業務を公平、公正、適切かつ安定的に実施する支援体制を構築するため、都道府県内の臓器移植関係者(都道府県行政、各種団体、都道府県コーディネーター等)が連携して行う事業の企画・実行を支援し、臓器移植対策の円滑な推進を図る。

また、各都道府県内における地域支援事業について全国規模で情報共有・情報交換及び目標・進捗・課題・改善策・成果の確認を行い、より効率的・効果的な体制整備の推進を図ることを目的とした会議を開催する。

#### ② 院内体制整備支援事業

5類型施設を対象に、院内の各部門間の連携及び都道府県コーディネーターをはじめとする院外の移植医療関係者との連携の下で、院内コーディネーターの設置、院内マニュアルの作成や実際の臓器提供を想定したシミュレーション等を実施することにより、臓器提供に関する国民の意思をより確実に活かすことができる院内体制の整備を図る。

### (2) 臓器提供意思登録事業

国民が臓器提供に関する意思表示をするための適正な知識・情報の発信、統計データの充実、パンフレット類の作成・配布により、意思表示(登録)促進のための環境と体制整備を幅広く行う。特に都道府県の意思表示欄発行窓口でのリーフレット配布を強化する。臓器提供に重要な意思表示がインターネットや書面で簡易にでき、意思表示のための知識向上及び理解に役立つ資材の作成・設置・配布を行うための環境を

整備する。

### (3) 臓器移植研修事業

#### ① コーディネーター研修事業

ア、臓器の移植に関する法律に基づく臓器あっせん業務の適正かつ円滑な実施を図るため、社団のコーディネーターを対象に、コーディネーターの養成及び資質の向上を目的として、移植医療に関する最新の知見、コーディネーターの実務など必要な事項についての研修会を開催する。また、コーディネーター及びチーフコーディネーターのための研修会と試験を実施し、コーディネーター職の質向上を図る。

イ、臓器の移植に関する法律に基づく臓器あっせん業務の適正かつ円滑な実施を図るため、都道府県コーディネーターを対象に、コーディネーターの養成及び資質の向上を目的として、移植医療に関する最新の知見、コーディネーターの実務など必要な事項についての研修会を開催する。

#### ② 提供施設技術研修事業

ア、救急医療における脳死患者対応セミナー

臓器移植法の規定による脳死判定のための脳波測定等の適正かつ円滑な実施を図るため、特別な施設において脳死判定や臓器提供の医療者の対応について集中的に学び、臓器提供を一つの選択肢として提示する意義を検討することを目的とした研修を実施する。

イ、ハンズオンセミナー

臓器移植法の規定による脳死判定のための脳波測定等の適正かつ円滑な実施を図るため、各種学会において提供施設スタッフの脳死下臓器提供に関する理解を深めることを目的とした研修を実施する。

### (4) ドナー家族に対する心理的ケア事業

ドナーファミリー専用ダイヤル・専用電子メールアドレスの設置、「ドナーファミリーの集い」の開催、コーディネーター対象の家族支援研修会等を実施する。また、コーディネーターによるドナー家族ケアのあり方等について検討するため、ドナー家族ケアワーキンググループの開催やドナー家族への意識調査等、今後のドナー家族への支援体制を推進する上での基盤整備を行う。

## 3 普及啓発事業

### (1) 一般普及啓発

臓器移植医療の社会的意義と成果を広く社会に伝えるとともに、臓器移植に関する理解を深め社団の活動への支援を広げるために、資料集、手記、ポスター、グッズ、映像等適切かつ有効な資材を作成・配布し、都道府県等と連携を図り幅広く普及啓発を行う。特に10月の臓器移植普及推進月間を中心に移植関係機関等と連携し、グリーンリボンキャンペーン等を展開する。

### (2) ACの支援による普及啓発

ACの支援により、テレビ、ラジオ、交通広告等を通じて広く社会に臓器移植医療の理解と意思表示への協力を求める。

### (3) 若年層への普及啓発の支援

教員等を対象にセミナーを実施し、教員等の理解を深めることで、若年層への普及

啓発支援体制の充実を図る。

#### 4 各種委員会等の開催

##### (1) あっせん事例評価委員会

脳死下臓器提供事例の検証を行うため、あっせん事例評価委員会を開催する。早急な評価が必要と思われる事例については、脳死下心停止下を問わず、緊急に検証を行う。

##### (2) 移植検査委員会

あっせん時における適切かつ円滑な検査体制整備のため、移植検査委員会を開催する。

###### ① 移植検査委員会 特定移植検査センター部会

移植検査における実務業務、保存血清の保管に関する事項等について審議する。

##### (3) 安全管理推進委員会

社団の安全管理全般に関する事項を審議する。

##### (4) 倫理委員会

社団の情報の提供等に関し、倫理的、医学的、社会的観点から倫理上の妥当性について審査、審議する。

##### (5) 移植施設委員会

臓器移植施設全般に関わる事項及び諸問題について審議するため、移植施設委員会を開催する。

###### ① 移植施設委員会 腎移植部会

腎移植登録・更新及び保存血清に関する事項、レシピエント選択基準の改定に伴う検証に関する事項、あっせん事例における腎臓移植に関する事項等について審議するため、腎移植部会を開催する。

###### ② 移植施設委員会 レシピエント移植コーディネーター部会

レシピエント移植コーディネーターと社団コーディネーターとの連携に関する事項、レシピエントの移植後経過報告に関する事項、サンクスレターのあり方や授受等に関する事項、ドナー家族ケアに関する事項等について審議するため、レシピエント移植コーディネーター部会を開催する。

##### (6) 広報委員会

臓器移植の普及啓発、寄付金確保等、広報全般に関する事項について審議する。

#### 5 臓器移植推進国民大会

毎年度 10 月の臓器移植推進月間中に開催する臓器移植推進国民大会は厚生労働省、都道府県、(公財)日本腎臓財団と当社団の主催で実施しており、今年度は 10 月 7 日(日)京都府で開催する。本大会では臓器移植推進対策推進功労者への厚生労働大臣感謝状贈呈及び臓器移植推進対策の推進を図るため開催地域が中心となり、普及啓発関係のイベントを実施する。

#### 6 社団管理事業

(1) 財政の安定運営のため、収支状況、各種手当の支給実態等の検討を行い、適正運用を図るべく必要な見直し等を行い、財政の健全化を図る。

(2) 臓器提供件数増に伴う、コーディネーターを中心とするあっせん業務対応職員の働

き方改革について、各種労働・健康関係法令等の法令順守の検証を行い、改善事項については、適正運用実施に向けて順次規程等の見直しを行うこととする。

(3) 社団運営のための意思決定機関である、理事会、社員総会を効率的に開催する。